

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月30日
【報告者の氏名又は名称】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5449-6310
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社アイレップを指します。

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注8) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社アイレップ

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成16年9月13日開催の臨時株主総会及び平成17年3月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(以下「第1回新株予約権」といいます。)

平成17年9月29日開催の臨時株主総会及び平成17年11月1日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権  
(以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。)

### (3)【公開買付期間】

平成22年10月28日(木曜日)から平成22年11月29日(月曜日)まで(21営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,337株)に満たない場合は応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(9,219株)が当該買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年11月30日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	9,219(株)	9,219(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	9,219	9,219
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,923
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	9,159
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	355
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(個)(g)	26,954
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	86.75

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者は除きます。)が所有する株券等(但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成22年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者の第13期第2四半期報告書(平成22年5月14日付提出)に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の新株予約権についても買付け等の対象とし、かつ、対象者の保有する自己株式の応募は予定されていなかったため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第13期第3四半期報告書(平成22年8月13日付提出)に記載された平成22年6月30日現在における発行済株式総数(27,270株)から、同報告書に記載された平成22年6月30日現在の対象者の自己株式数(316株)を控除し、同報告書に記載された平成22年6月30日現在の本新株予約権の目的である株式の数の合計(805株)を加えた数(27,759株)に係る議決権の数(27,759個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。